

米 国 裁 判 事 情

—知財留学体験を通して—

阿 部 隆 徳*

抄 錄 米国の裁判制度及びその運用に携わる人々は日本とは全く異なり、以下の特色を有する。将来の人材育成機関たるロースクールでは、実務的な授業メニューが豊富に用意され、ソクラテスマソッドを用いて学生にローヤーのように考えさせる訓練を施している。裁判官・弁護士が教えることも多く、同僚判事の判決を授業で批判するというオープンさがある。米国人が大切と考えている陪審制度は特許裁判においては評判が悪い。弁護士のみならず専門家証人までもが陪審員を魅了する技術を磨いている。外国人差別や印象に頼る評決といった問題もあり、対策として模擬裁判が発達している。弁護士は弁論により裁判官を説得する技術に長けており、傍聴していくドラマチックである。ローファーム間の競争は熾烈で、合併を盛んに行い競争力を高めている。裁判官は判例法の国であるため法の創造者であり、政策遂行の役割を担っている。また自分の意見を通すため、裁判官間で日常的に戦争をしている。裁判所によって訴訟の速さが異なるが、兎をポリシーとするロケット・ドケットに対して、亀をポリシーとする最高裁の違いもある。

目 次

1. はじめに
2. ロースクール
 2. 1 多彩かつ実務的な授業
 2. 2 ソクラテスマソッド（いかにしてローヤーのように考えるか）
 2. 3 大学教授 v. 裁判官
 2. 4 裁判官は弁明せず？
 2. 5 特許法のテキスト比較
3. 陪審員
 3. 1 英国王の圧制に対するトラウマ
 3. 2 特許裁判における陪審員の評判
 3. 3 専門家証人
 3. 4 外国人差別
 3. 5 オープニング・ステートメント v. クロージング・アギュメント（初めが肝心？）
 3. 6 模擬裁判
4. 弁護士・ローファーム
 4. 1 弁護士のプレゼンテーション
 4. 2 IPローファームの種類
 4. 3 依頼上の注意点
 4. 4 熾烈な競争

5. 裁判官
 5. 1 裁判官の党派性
 5. 2 裁判官間のバトル
 5. 3 技術判事
6. 裁判所
 6. 1 判断の統一性
 6. 2 迅速性（兎か亀か？）
7. おわりに

1. はじめに

筆者は2001年7月から2003年11月まで米国に留学し、知的財産権法を学んだが、そこで目にした米国の裁判制度及びその運用に携わる人々は、日本とは全く異なっていた。以下、これを紹介する。視点として、ロースクール・陪審員・弁護士・ローファーム・裁判官・裁判所毎に見ていく¹⁾。なお、本稿は2004年7月9日に政策研究大学院大学において行った講演「日本

* 弁護士・弁理士・ニューヨーク州弁護士
Takanori ABE

特許法と米国特許法の交錯」を基に、更に調査し、充実させたものである。

2. ロースクール²⁾

2.1 多彩かつ実務的な授業

日本でも昨年から法科大学院において実務的授業が行われ始めたが、米国ロースクールは多彩かつ実務的な授業メニューを有している。

留学1年目にLL.M.コースで学んだボストン大学ロースクールの「知的財産権法」と「特許法」の担当教授は、経済学のPhDをとった後ロースクールを卒業したモイヤー教授³⁾で、学生に知的財産権法の根底に遡って考えさせるよう質問することが上手く、この授業を受けただけでも留学した価値がある程素晴らしいものであった。また、ボストンはMIT・ハーバード大学・ボストン大学・タフツ大学等があるため、サンディエゴと並んで全米でも最もバイオ産業が盛んな街（ジーンタウン）であり、ジェンザイムやバイオジェン等、医療現場と連携した研究活動を行うバイオ企業が多数ある⁴⁾。このようなバイオ企業のインハウスローヤーによる「バイオ会社を代理する知財弁護士のためのセミナー」⁵⁾は、バイオ企業の立場から従業員対策としてどのように契約書を作成すべきか等を数多くの判例を素材に教える実践的な講義であった。FDA (Food and Drug Administration)長官にノミネートされたこともある大物弁護士アストリュー氏による「バイオテクノロジーと法」の試験では、「『科学者が特許化された遺伝子配列情報を用いて研究を行う場合、特許権者の許可を得ずに行ってよい』との法案を議会が作成した。法案の支持理由・反対理由を各々3つ述べ、法案を改善するための修正案も提案せよ。」との問題が出た。他に、「ハイテク立上げに関する法的問題点」も受講した。

2年目はワシントンDCに移り、ジョージワ

シントン大学ロースクールにおいて客員研究員として若干の研究を行うと共に、授業も聴講した。Court of Appeals for the Federal Circuit (連邦巡回区控訴裁判所、以下「CAFC」) のレーダー判事による「特許法」と「フェデラルサーキット」は、御自身及び同僚裁判官が下した判決について、なぜこのような結論に至ったかを判決文には現れない背景事情にわたって説明する授業であり、判例法の国である米国の現職裁判官がいかにして判決を下すかを理解することができ、非常に貴重かつ有益であった。また、「化学／バイオ特許」は、米国特許法の大家エーデルマン教授とヨーロッパ特許法の大家ストラウス教授（マックスプランツ研究所）によるものであり、欧米の化学／バイオ特許の重要判例を学んだ。他に、知財専門ローヤーによる「特許権の行使」や「知的財産権のライセンス」も聴講した。

2.2 ソクラテスマソッド（いかにしてローヤーのように考えるか）

日本の大学では、先生が教壇で一方的に話すというティーチングスタイルがとられている。米国でも19世紀末までは同様だったが、ハーバード大学ロースクールのラングデル学部長が一大改革をし、いわゆるソクラテスマソッドという教育手法を取り入れた⁶⁾。これはソクラテスが弟子と問答をしていたことからとられた名称だが、教師が一方的に話すのではなく、生徒に質問を投げかけ、生徒の答えに対して教師が別の角度で質問をするという会話のキャッチボールを繰り返すものである。映画「ペーパー・チエイス」では、1人の生徒を授業時間中ずっと立たせっぱなしで質問攻めにして恥をかかせるシーンが出てくるが、現在ではそこまで厳格なソクラテスマソッドをとる教師は少ない⁷⁾。教師は学生がどういう答えをするかは予測できないため臨機応変に対応するが、討論を通じて学

生に「いかにしてローヤーのように考えるか」を会得させることを主眼としている。従って、試験でも日本は教科書を持ち込んだらカンニングとなるが、米国では後述の分厚いケースブックを持ち込んでよい場合が大半である。これは、調べればすぐに判明する枝葉末節を暗記することに囚われず、思考力を試すのが試験の目的だからである。

2. 3 大学教授 v. 裁判官

ソクラテスマソッドの用い方も、大学教授と裁判官とでは若干異なっていた。日本の大学教授は自説の正しさを論証し、他説を批判する授業を行うが、モイヤー教授は学者でありながら自説をほとんど述べず、様々な考え方があることを質問を通して学生に理解させることに主眼を置いていた。他方、レーダー判事は裁判官でありながら強固な自説を有しており、学生への質問も自説に導くための質問が多かった。例えば、均等論の正当化根拠は何かについて、モイヤー教授は、①出願後又は補正後に開発された技術 (later-developed technology/after-arising technology) を捕捉するためとの論拠と、②資金がなく優秀なPatent Attorneyを雇えない中小企業をクレームドラフティングの失敗から救済し、また、優秀なPatent Attorneyでも上手にクレームを書けないバイオニア的発明を保護するためとの論拠を、どちらかに比重を置くことなく、学生に考えさせていた⁸⁾。これに対しレーダー判事は、ジョンソン・アンド・ジョンストン事件判決⁹⁾の同意意見において均等論の正当化根拠を上記の①と捉えてForeseeability Testを提唱し¹⁰⁾、②を明確に否定している¹¹⁾ことから、授業でも②の根拠を挙げた学生の答えを否定し、①へと導いていた¹²⁾。また、非自明性に関するグラハム判決¹³⁾は発明者たるグラハム自身の先行技術を理由に自明性を否定したものであるが、発明者本人の改良発明に関しては

非自明性の概念を考えない方がいいのではないかとモイヤー教授に尋ねたところ、面白い考え方だと言い、ダブルパテントと関連する問題であると教えてくれた。同じ質問をレーダー判事にしたところ、ダブルスタンダードを作りたくないからできないとの答えだった。

2. 4 裁判官は弁明せず？

日本の裁判官には、公の場で自分が下した判決について理由を述べたり、他の裁判官が下した判決を批判したりすることは慎むべきという風潮があるが（例外として、御自身の東京高裁判決を破棄した最高裁判決を批判された原裁判官¹⁴⁾）、レーダー判事は授業において、同僚裁判官が下した判決を明確に批判していた。プロダクト・バイ・プロセス・クレームの効力が製造方法に関わらず当該物質に及ぶかについて、1991年にニューマン判事らが及び得るとのScripps判決¹⁵⁾を下したが、翌年にレーダー判事らは正反対のAtlantic判決¹⁶⁾を下した¹⁷⁾。レーダー判事は授業において、Scripps判決がいかに誤っておりAtlantic判決が正しいかを述べていた¹⁸⁾。また、レーダー判事は、Enzo事件の少数意見¹⁹⁾やMoba事件の同意意見²⁰⁾においても、同僚のローリー判事の書いたLilly²¹⁾判決を批判しているが²²⁾、授業でも、「哺乳動物インシユリンをコードするcDNA」というクレームはWritten Descriptionを満たさず特許無効であり、cDNAの塩基配列を明らかにしなければならないとしたLilly判決は、化学組成に関する考えをバイオテクノロジーに適用し、バイオ特許に対して不当に高い要求を課すものであると批判していた²³⁾。公開の場で同僚判事の判決を批判するオープンさにカルチャーショックを受けると共に、強い信念を有するレーダー判事に感銘を受けた。

2.5 特許法のテキスト比較

日本の教科書は学者による単著がほとんどであるが（例外として、増井弁護士と田村教授の共著による「特許判例ガイド」²⁴⁾），判例法の国である米国の特許法のケースブックは、学者・裁判官・弁護士による共著が主流である。モイヤー教授による「特許法」で使用した“Principles of Patent Law”²⁵⁾（図1右参照）は、チザム教授・ニューマン判事・シュワルツ弁護士らによる共著であるし、レーダー判事による「特許法」・「フェデラルサーキット」で使用した“Cases and Materials on Patent Law”²⁶⁾（図1左参照）は、エーデルマン教授・レーダー判事・トーマス教授・ウェグナー弁護士らによる共著である。重要判例については両著書共

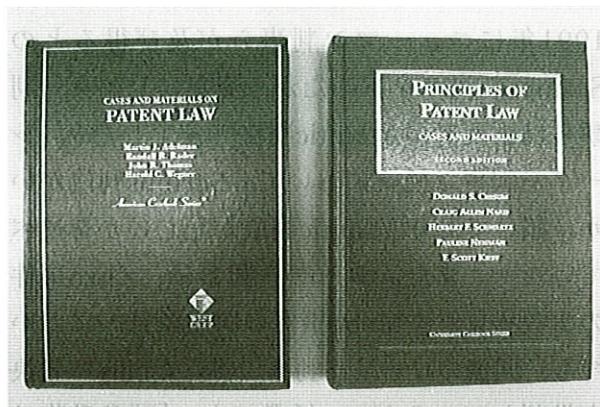


図1 特許法のテキスト

掲載しているが、判決全文の内どの部分を引用掲載しているかが若干異なる。また、判例の後の質問と解説が同じ判例でも異なる視点で書かれており、比較して読んでみると面白い。更に、前者は著名な学者らによるコラムが充実しているという特色がある。例えば、マクレヴィ元デラウェア連邦地裁判事²⁷⁾は、マークマンヒアリングを行う時期をトライアルの1, 2週間前に設定したのは、弁護士の評判も考慮しながら試行錯誤した結果であることを²⁸⁾、1981年に特許商標庁長官に任命されたモッシンホフ氏²⁹⁾は、

翌年CAFCが創設された様子を³⁰⁾書いている。他方、後者は共著者であり日本法に詳しいウェグナー弁護士の手によるものか、米国以外の日本や欧州の特許法についての記述が充実している。例えば、日本は狭いクレーム解釈と均等論が実質的に存在しないことで世界の不評を買っていたが、ボールスブライン事件最高裁判決によって状況が一変したと書かれている³¹⁾。前二者が判例解説を主体としているのに対し、「特許権の行使」で使用した“Patent Litigation and Strategy”³²⁾（ムーア教授・ミシェル判事・ルポ弁護士による共著）は特許訴訟に焦点を当てており、どの管轄地が特許権者にとって最も有利かをデータを基に論じる等、実践に役立つ内容となっている。

日本の法律の本はさほど重くはないが、米国のテキストは判例がぎっしり詰まっており、1000ページ以上あるものが通常である。とにかく重く、ノートパソコンと共に授業に持って行くので、一学期が終る頃には筋肉がついた。

3.陪審員

3.1 英国王の圧制に対するトラウマ

日本でも重大刑事事件に限って国民から選ばれた裁判員が裁判官と共に判断する裁判員制度ができたが（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律）、民事事件に一般市民が関与することはない。しかし、米国においては、刑事及び民事事件において陪審裁判を受ける権利が保障されており（憲法修正第6条及び7条）、映画「12人の怒れる男」で描かれているように、一般市民が裁判に関与することが日常的に行われている。これは一言で言うと、英国王の圧制に対するトラウマからきていると考えることができよう。毎年7月4日に全米各地で読み上げられる独立宣言を読むと、このことがよく分かる。筆者は留学前、独立宣言というのは高尚な文章

なのだろうと勝手に想像していたが、実際に読んでみると「英国王は米国民を殺した」、「英国王は陪審を受ける権利を奪った」等といった英國王に対する恨み節が並んでおり驚いた。このような独立の経緯から米国では政府に対する信頼は大きくなく、一般市民の司法への参加を保障する陪審制度が重要視されている³³⁾。誤判の疑いが濃いとされるO.J.シンプソン事件³⁴⁾の後も、陪審制度が廃止されることはなかった。

3. 2 特許裁判における陪審員の評判

米国人はこのように陪審制度を非常に大切なものと考えているが、特許裁判においては陪審員の評判は悪い。最先端技術の侵害の有無を素人である陪審員に判断できる訳がないという疑念が根本にあるからである。また、ドラマチックな殺人事件やセクハラと比べ、特許裁判は陪審員にとって退屈なものであるとの分析もある³⁵⁾。

この陪審員の権限の範囲については、クレーム解釈を行うのは裁判官か陪審員かという形で判例上問題となった。連邦最高裁は、マークマン判決³⁶⁾において、クレーム解釈を行うのは裁判官であると判示してこの論争に決着をつけた。判決文上は、陪審裁判の予測困難性を排除するためと書かれているが³⁷⁾、結果的には陪審員からクレーム解釈の権限を奪い、特許裁判における陪審員の力を弱めたものである。

3. 3 専門家証人

クレーム解釈については裁判官の専権とすることで決着がついたが、侵害の有無や損害の有無・額等の事実問題については陪審員が判断するので、陪審制の問題点は依然として残っている。その一つの例として、専門家証人が挙げられる。特許事件は非常に専門的な訴訟であるから、①技術の専門家（Technical Expert）・②損害の専門家（Damage Expert）・③特許法の専門家（Patent Law Expert）を証人として呼

ぶことがある。技術の専門家証人は、陪審員に「彼の言っていることはよく分からないが、信用できそうだ」と思わせることが最も大切であり、損害の専門家証人では「今まで数十回損害の専門家証人として証言した経験があること」が最も大切である³⁸⁾。結局はどちらの証人に好感を持つかによって決するという弊害がある³⁹⁾。筆者が、デラウェア連邦地裁において特許裁判を傍聴した時、損害の専門家証人として公認会計士が出てきた。終始にこやかな表情を崩さず証言していたが、休廷に入り陪審員が法廷から出た途端、急に無愛想な顔になった。映画にもなったミュージカル「シカゴ」において鋭く風刺されているように⁴⁰⁾、弁護士が法廷においてまるで俳優のように演技することが批判されて久しいが、専門家証人ですら陪審員を魅了する技術を磨いていることに驚愕したものである。

3. 4 外国人差別

特許訴訟においては、陪審員による外国人差別も存在する。特許事件において陪審裁判が行われた場合、米国法人が外国法人（例えば日本法人）を訴えた場合の米国法人の勝訴率が64%であるのに対して、外国法人（例えば日本法人）が米国法人を訴えた場合の外国法人の勝訴率は36%であり、統計上有意な差が見られた。これに対し、裁判官のみによる裁判（bench trial）が行われた場合には、上記の両者において勝訴率に差が認められなかった⁴¹⁾。

3. 5 オープニング・ステートメント v. クロージング・アーギュメント (初めが肝心?)

審理が開始されると共に弁護士によるオープニング・ステートメントが行われ、その後証人尋問等を経て、最後にクロージング・アーギュメントが行われる。クロージング・アーギュメントは、証人等の話を聞いた後にまとめとして

行われるものであるから、陪審員に与える影響はオープニング・ステートメントよりも大きく、陪審員はクロージング・アギュメントに従って判断すると考えるのが常識的であろう。しかし、経験豊富なトライアルローヤーであるロー弁護士⁴²⁾によると、8割の陪審員が無意識の内にオープニング・ステートメント終了時に既に結論を決めているとの調査結果⁴³⁾があり、陪審員はその後自分の結論に合うように証拠を取り捨選択していくので、オープニング・ステートメントに最も重要な事項を盛り込むことこそが大切である⁴⁴⁾。

3. 6 模擬裁判

このような陪審制の問題点に対する対策の一つとして模擬裁判がなされている。所内に模擬法廷を用意しているローファームも多い。著作権の保護期間延長が違憲かが争われたいわゆるミッキーマウス訴訟⁴⁵⁾を提起したレッシグ教授（スタンフォード大学ロースクール）も、最高裁でのオーラルアギュメントに備え模擬裁判を行った⁴⁶⁾。また、ボストン大学ロースクールの「バイオテクノロジーと法」では、Amgen v. TKT事件⁴⁷⁾のCAFCのオーラルアギュメント用の模擬裁判が行われた。これは、同講座のアストリュー教授（弁護士）がTKTのCEOであり、かつ、同事件の代理人となっていたことから行われたものである。実際に弁論をする予定の弁護士に対して、裁判官役の同僚弁護士が想定される厳しい質問を次々に投げかけていた。1年目の弁護士の訓練のために、ボストン大学ロースクールにおいて模擬裁判が行われたこともある。本物の裁判官が裁判官役を司り、筆者を含む学生が陪審員役を担った。その際痛感したことは、弁護士でも証人でもこちらの目を見て話す人物には好感を抱くということである。また、英語を完全には理解できないにもかかわらず判断を迫られたため、最後には印象に

頼らざるを得なくなり、法律論を正確には理解しない陪審員が印象に頼ることを身を持って体験した。

4. 弁護士・ローファーム

4. 1 弁護士のプレゼンテーション

日本の弁護士は、法廷では大抵「陳述します」の一言で終らせ、特許事件では証人尋問は通常行われないので、傍聴に行っても退屈である。これに対して米国の弁護士は、オーラルアギュメントにおいて、陪審員又は裁判官を言葉で説得しようとするので、ドラマチックである。筆者が何度も見たCAFCにおけるオーラルアギュメントでは、控訴人・被控訴人が各々15分という制限時間内に裁判官からの質問に答えながら議論をし、説得しようとしていた（もっとも、CAFCの裁判官は、オーラルアギュメントに臨む前に既に準備書面により心証をとっており、オーラルアギュメントでは心証はほとんど変わらないとの意見もある⁴⁸⁾）。中でも圧巻だったのは、実験的使用が問題となったIntegra Lifesciences I. Ltd. v. Merck KGaA⁴⁹⁾事件についてのオーラルアギュメント⁵⁰⁾で、CAFCにおけるappellate lawyerとして著名なダナー弁護士⁵¹⁾（出産を終えたばかりの妻の病室にいたアソシエートを訪ね、仕事の話をした等の伝説がある）が、裁判官から異なる見解を次々に投げかけられても一歩も引かずに裁判官を説得しようとする姿を見て、全米で有数と言われている弁護士はすごいと思ったものである。ダナー弁護士の弁論を聞いた後では、他の弁護士のものは聞けないくらいの迫力であった。本件は重要であったため、所定の15分を過ぎても裁判官3名の誰もが止めようとせず、結局21分もの時間を費やし、同じだけの時間が相手弁護士にも与えられた。パネルにいたレーダー判事も、2日後のジョージワシントン大学

ロースクールの授業で、つい最近実験的使用について重要な議論をしたと本事件を紹介していた。

ダナー弁護士のような高名な弁護士でも、うまくいかないこともある。BJ Services v. Halliburton Energy事件⁵²⁾ のオーラルアーギュメント⁵³⁾ では、ダナー弁護士が話し始めて3分もしない内に、ダイク判事が、「地裁段階で専門家証人による立証を行ったか」について質問をし、その質問1点について残り時間全てが費やされてしまった。ダナー弁護士が防戦する姿を見ることができたことは勉強にはなったが、見ていて気の毒だった。当日の午後、研修先のFinnegan Hendersonに戻るとダナー弁護士とエレベーターホールですれ違ったが、既に地下のジムで汗を流されていたようであり、超一流弁護士の気分転換の上手さに舌を巻いたものである。夕刻、ダナー弁護士に挨拶に伺ったところ、「本日のオーラルアーギュメントでは被控訴人のブリーフにも書かれていないことを裁判官に聞かれた。ベストを尽くしたが、裁判官を満足させることはできなかった。」と言っていた。

4. 2 IPローファームの種類

米国の特許を扱うローファームは大別して3つに分かれる。①IP専門で出願をメインにする事務所、②IP専門で訴訟をメインにする事務所、③いわゆるジェネラルローファームの中にIP部門を有する事務所、である。①は、筆者が研修していたBSKB⁵⁴⁾ や、Oblon⁵⁵⁾、Sughrue⁵⁶⁾ 等である。もっとも、Oblon, Sughrueは訴訟にも力を入れている⁵⁷⁾。②は、筆者が研修していたFinnegan Henderson⁵⁸⁾ や、Fish & Neave⁵⁹⁾ 等である。③は、Kirkland & Ellis, Howrey⁶⁰⁾, Morrison Foerster, Clifford Chance, Jones Day, Foley & Lardner等である⁶¹⁾。③の事務所の弁護士に②との違いを尋ねると、独禁法の専

門家がいるので独禁法の抗弁を出せる又は抗弁に対抗できることや、全米各地にある事務所でいっせいに訴訟を起こし、和解に持ち込む戦術をとれることを挙げていた。また、会社の浮沈を担う重大事件（“bet-the-company” case）しか受任しない事務所もある。

4. 3 依頼上の注意点

信頼できる優秀な弁護士を見つけることは容易ではない。有名事務所のパートナーだからといって必ずしも優秀とは限らないので、個人の資質を見極めての依頼が重要となる。また、クライアントの利益とローファームの利益とが衝突する場面では、クライアントは注文を出す方がよい。例えば、数多くのローファームと特許訴訟に携わった経験を有するムーア教授（ジョージ・メースン大学ロースクール）によると、ローファームのよく犯す間違として、激務をこなしてきたパートナーに報いるため、オープニング・ステートメントとクロージング・アギュメントを別々のパートナーに任せたり、3年間頑張ってきたアソシエートに対する褒美として陪審員の前での弁論を任せることがあるが、陪審裁判では陪審員に好かれる人物が最初から最後まで一貫して弁論をなすことが重要であるから、クライアントとしては上記のようなことがないよう注文をつけることが肝要である⁶²⁾。また、他のローファームが1つの案件に4人の弁護士をつけるところを、あるローファームは8人つけることで有名である。チャージが高くなってしまっても機動力が高まり、よいアイデアが生まれるという利点はあるが、陪審裁判が始またら、1人かせいぜい3人までの弁護士しか陪審員の前に現れないように注文をつける方がよい。陪審員の前に現れる弁護士の数が多いすぎると、弁護士と陪審員との間で人間関係を築くことができなくなるからである⁶³⁾。これらの点には異論もあり得ようが、考慮に値すると思われる。

4. 4 燥烈な競争

米国のローファーム間及び内部での競争は燥烈である。日本でも法律事務所の合併が盛んであるが、米国でもジェネラルローファームがIPブティックと呼ばれるIP専門ローファームを吸収したり（2005年1月1日に、Ropes & GrayがFish & Neaveと合併する予定⁶⁴⁾）、IP専門ローファームがトライアルに強いジェネラルローヤーを雇ったりし、競争力を高めている。また、あるローファームはどのような訴訟が提起されたかを常にウォッチしており、日本企業が訴えられたとなるや筆者に電話をしてきて、当該日本企業の代理をしたいから紹介してほしい旨依頼してきた。アンビュランスチェーザー（語義は、救急車を追いかける人）という語は、交通事故等の人身被害事件が起きたら駆けつけて名刺を配る弁護士を揶揄した表現だが、今や特許弁護士にもこの表現が当てはまりかねないほど競争が燥烈化していることを感じる。

5. 裁判官

5. 1 裁判官の党派性

日本の裁判官が書く判決が裁判官の支持政党によって変わることはないが、米国ではある。それが最も如実に現れたのが2000年の大統領選挙である。ブッシュとゴアのどちらが大統領かを連邦最高裁が実質的に決定したが、判決には党派色が出た⁶⁵⁾。連邦最高裁判事は大統領が上院の助言と承認を得て任命するが（合衆国憲法2条2項2号）、終身制であるため（同3条1項）大統領は連邦最高裁判事の任命により自己の任期中及び任期後にも最高裁に影響を及ぼそうとする⁶⁶⁾。ブッシュ大統領が再選されたことで保守派判事の任命が期待できるため、現役の保守派判事は引退しやすくなったといえよう⁶⁷⁾。

また、International Trade Commission

(ITC) の行政法審判官（Administrative Law Judge）にも、独禁法専門弁護士であったある審判官は特許に非常に懷疑的であるのに対し、化学出身のある審判官は非常にプロパテントで、クレームを一度も自明であるとしたことがないという、バックグラウンドに由来する性向がある⁶⁸⁾。

CAFCの裁判官にも特色がある。ニューマン判事は化学者出身であるためか発明者寄りの判決を少数意見で書くことが非常に多い。レーダー判事はCAFC判事になる前はハッチ上院議員の下、立法作業に携わっており、国の政策決定に関与していた人物として初めてCAFC判事になった。ハッチ議員は知財政策に造詣が深い上院議員で、上院司法委員会議長も勤めたことがあり⁶⁹⁾、新薬申請手続を規定し、特許政策に大きな影響を及ぼしたハッチ・ワックスマン法⁷⁰⁾を立法したことで知られている。最近では、P2P技術から著作権を保護するため、著作権侵害の誘発を違法とする法案⁷¹⁾を上院に提出した。ハッチ議員とレーダー判事は、共にユタ州に関わりがあり、モルモン教徒、かつ、共和党支持者である。また、レーダー判事はハッチ・ワックスマン法の起草に携わったから、バイオ特許のWritten Descriptionについて強固な見解を有し、Lilly判決を批判しているとの推測もある⁷²⁾。2001年には、ハッチ議員の下で働いていたプロスト氏がCAFC判事に任命された。

5. 2 裁判官間のバトル

日本の裁判官は、地裁・高裁段階では、裁判長・右陪席・左陪席というヒエラルキーがあり、意見が2対1に分かれたとしても、少数意見は書かれないとされる（裁判所法75条参照）。少数意見が書かれるのは最高裁判決だけである（同法11条）。これに対して、米国では高裁の3名の裁判官間にはヒエラルキーがなく、意見が分かれ、異なる意見を述べることが重要であると考

えられた場合には少数意見が書かれる。そして、各裁判官が自分の意見を通すためにいわば日常的に戦争をしている⁷³⁾。例えば、オーラルアーギュメントの際に裁判官が弁護士に質問をするが、これは単に発言の意味を問い合わせたり、弁護士の意見に異議を唱えるという場合もあるが、質問を通して弁護士に自分の見解に有利なことを言わせ、後で同僚裁判官を説得するのに使う意図を有している場合がある⁷⁴⁾。こういうバトルを目に見えないところでやっている。これはオランダ・ハーグの国際司法裁判所でも同様で、小田滋元国際司法裁判所判事によれば、自分の意見を裁判官会議で通すために常に理論武装をして議論をしているとのことである。

5. 3 技術判事

特許事件を裁く裁判官として、法曹ではないが技術のバックグラウンドを有する人をいわゆる技術判事として登用するかという議論がある。日本では従来、特許庁から出向してきた裁判所調査官が裁判官の技術的理解を助けていたが（裁判所法57条）、平成15年の民事訴訟法改正によって、調査官制度に加え専門委員制度が創設された（民訴法92条の2）。しかし、専門委員はあくまで専門的な知識経験を有する専門家が裁判官を補助することを目的とする制度であり、判断権者となる訳ではなく、技術判事は採用されていない。米国では、トライアルロイヤーを除いて特許事件に携わる弁護士には理系出身者が多く、弁護士の中から裁判官が選ばれるので、特許事件に携わる裁判官を全員理系出身にすることも可能である。しかし、現実にはCAFCにおいて理系のバックグラウンドを有する裁判官は、12名中、メイヤー・リン・ガイハーザ・ニューマン・ローリーの各判事と半分弱である。

6. 裁判所

6. 1 判断の統一性

地裁段階においては、日本では全国50箇所ある地方裁判所の内、東京地裁と大阪地裁のみが特許事件の専属管轄権を有している⁷⁵⁾（民訴法6条1項）。これに対し米国では、50州にある94箇所もの連邦地裁で特許事件が判断される⁷⁶⁾ので、判断はバラバラである⁷⁷⁾。地裁段階での判断の統一性という点では日本の方が進んでいるといえよう⁷⁸⁾。

高裁段階では、日本では従前東京高裁と大阪高裁が管轄権を有していたが、平成16年4月1日から東京高裁の専属管轄となった（民訴法6条3項）。平成17年4月1日からは、米国のCAFCに倣った知財高裁が設置される（知的財産高等裁判所設置法）。米国では、1982年以前には特許事件は11ある連邦巡回区控訴裁判所及びコロンビア特別区控訴裁判所が判断していた。しかし、サーグッド・マーシャル元最高裁判事⁷⁹⁾が第2巡回区控訴裁判所判事の時に上院議員から特許についての見解を聞かれ、「特に見解は有していません。なぜなら私は特許の有効性を認めない第2巡回区出身だからです。」と答えたとの逸話⁸⁰⁾からも明らかな通り、各巡回区控訴裁判所毎に傾向が異なっていた⁸¹⁾。そこで判断の統一性を図るために、1982年にCAFCが創設された。これによりフォーラムショッピングは影を潜めたが、今度はCAFCの結論はパネルを見れば予測ができると言われる⁸²⁾ほどパネル毎に判断が異なるという弊害が生じている⁸³⁾。

CAFCが下した判決に対してはもちろん連邦最高裁判所に上告できるが、連邦最高裁は裁量上訴制度（certiorari）により事件を選択しており、連邦最高裁が判断する特許事件の数は年に1、2件に過ぎない⁸⁴⁾。従って、特許事件に

についてはCAFCが実質的な最高裁である。

6. 2 迅速性（兎か亀か？）

「思い出の事件を裁く最高裁」と小泉首相が川柳を詠んだ通り、日本の裁判は特許裁判に限らず遅かった。そこで、平成15年には裁判迅速化法が制定され、1審裁判所は提訴から2年以内に手続を終局させることを目標としなければならないとされた（同法2条1項）。知財事件についても迅速化がなされ、地裁段階で30ヶ月（平成5年）から15.6ヶ月（同15年）、高裁段階で17ヶ月（平成4年）から9.9ヶ月（同15年）と大幅に短縮されている⁸⁵⁾。東京地裁は特に早く、複雑でない限り1年で終る⁸⁶⁾。これは、審理に経済原則を導入し、審理の充実に協力をして十分な準備をした当事者は得をするが、十分な準備をしなかった当事者は損をするというシステムを作ったからと言われている⁸⁷⁾。そして、日本には米国におけるディスカバリー制度がないので、提訴から1審判決までトータルで1年で済む。これに対して米国では、ディスカバリーを含めてトータルで2、3年かかるのが通常である。従って、世界でも遅いと言われていた日本の特許訴訟は、現在では世界で最も速い部類に入っている⁸⁸⁾。ここに着眼し、訴訟の速さを享受するために、米国ではなく日本で訴訟を起こす戦略を立てている米国弁護士もいる⁸⁹⁾。

米国においては訴訟の速さは各裁判所毎にまちまちである⁹⁰⁾。最も速いとして有名なのが、Eastern District of Virginiaであり、訴状提出から最終的解決まで1年程度である⁹¹⁾。ロケットのように速いことから「ロケット・ドケット」と呼ばれている⁹²⁾。この裁判所の正面には、“Justice Delayed, Justice Denied”（遅れた正義は正義の否定に等しい）と彫られた石碑（図2参照）と共に、兎と亀の彫刻がある（図3参照）。筆者が裁判所職員に尋ねたところ、亀ではなく兎で行くという裁判所のポリシーを現し

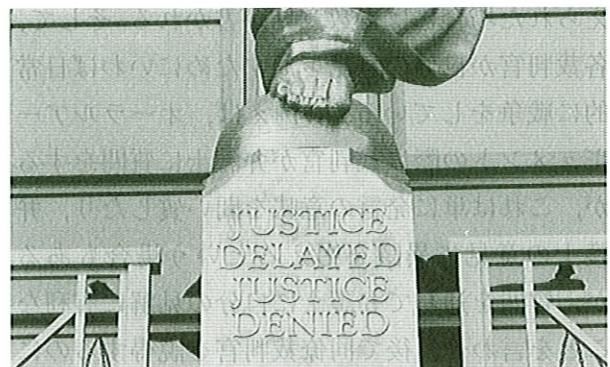


図2 ヴァージニア州東部裁判所正面の石碑



図3 ヴァージニア州東部裁判所正面



図4 連邦最高裁判所地下売店のコップ

ているとのことであった。また、この裁判所は、特許事件に限らず、一般民事事件や刑事事件も、裁判官（Magistrate）が一定期限を区切って迅速化を進めている。これに対して、連邦最高裁では、地下の土産物屋で売っているコップに、“The Supreme Court of the United States”とあり、亀の絵が彫られており、“Slow & Steady”とある（図4参照）。ロケット・ドケットと比

較すると、連邦最高裁は亀で行くというボリシーの違いが現れていて、興味深い⁹³⁾。

7. おわりに

以上、筆者の留学体験という限定された視点に基づいて、米国における裁判の運用の特色を特許の側面から分析した。留学中に最も印象に残ったことは、人と異なる意見を有することを是とする文化を背景に、他者を論理で説得することにより個々の信念を実現していこうとするさまである。このことも一因として、米国特許訴訟がダイナミックかつエキサイティングになっているように思う。本稿が、米国特許法の実務及び研究並びに今後米国へ赴任・留学する方への一助となれば望外の喜びである。

本稿脱稿後、本文中に紹介したIntegra Lifesciences I. Ltd. v. Merck KGaA事件につき、米国最高裁判所が上告を受理したとの情報に接した。判決の帰趨が注目される。なお、米国司法省証務長官が最高裁判所に本事件の上告受理を要請するため提出したamicus curiae briefは、<http://www.usdoj.gov/osg/briefs/2004/2pet/6invit/2003-1237.pet.ami.inv.pdf>においてダウンロード可能である。

注 記

- 1) 裁判官の視点からの論考として、清水節「米国における知的財産権訴訟の実情」知的財産法と現代社会—牧野利秋判事退官記念一、p.533 (1999) 信山社。インタビューと統計により「実情」が浮き彫りになっている。
- 2) ロースクールにおける授業の進め方については、拙稿「ヘルスロー聽講記—ボストン大学ロースクールでの体験」脳神経外科速報Vol.12, No.11, pp.845~850 (2002), 六本佳平「ロースクールの教育方法について—カリフォルニア大学バークレーでの現状を中心に」法学協会雑誌118巻12号1810頁参照。ロースクールの留学体験記としては、阿川尚之「アメリカン・ロイヤーの誕生—ジョージタウン・ロー・スクール留学記」

(1986) 中公新書、ダグラス・K・フリーマン「リーガル・エリートたちの挑戦—コロンビア・ロースクールに学んで」(2003) 商事法務、服部健一「日米特許戦争の狭間で—米国特許弁護士・パートナーへの3000日」(1994) ジャパンタイムズ、スコット・タロー「ハーヴィード・ロー・スクール」(1985) ハヤカワ文庫等参照。

- 3) <http://www.bu.edu/law/faculty/profiles/meurer/index.html>
- 4) ジェトロも、ボストン大学講師陣によるバイオビジネスプログラムを主催している。<http://www3.jetro.go.jp/ma/tigergate/venture/bio/biobusiness.html>
- 5) 原題は、“Representing Biotech Company for Intellectual Property Lawyer”
- 6) ダグラス・K・フリーマン「リーガル・エリートたちの挑戦—コロンビア・ロースクールに学んで」p.43 (2003) 商事法務
- 7) しかし、著作権法の大家・ボストン大学ロースクールのゴードン教授は、留学生にも容赦なく質問をすることで有名であった。
- 8) 2001年10月2日の「知的財産権法」の授業。
- 9) Johnson & Johnston Associates Inc., v. R.E. Service Co., Inc., 285 F.3d 1046 (Fed.Cir.2002)
- 10) Id. at 1056
- 11) Id. at 1057, 1059
- 12) 2002年10月31日の「特許法」の授業。
- 13) Graham v. John Deere Co., 383 U.S. 1, 148 U.S.P.Q. 459. (1966)
- 14) 原增司「権利範囲の認定と公知事項」特許判例百選第一版、p.148 (1966) 有斐閣、畠郁夫「文化としての法と人間—裁判官の隨想一」, pp.82~83 (2004) 学際図書出版。
- 15) Scripps Clinic & Research Fdn. v. Genentech, Inc., 927 F.2d 1565 (Fed.Cir.1991)
- 16) Atlantic Thermoplastics Co. Inc. v. Faytex Corp., 970 F.2d 834 (Fed.Cir.1992)
- 17) Donald S. Chisum, et al., Principles of Patent Law, Second Edition, p.107 (2001) Foundation Pressは、両判決の結論を紹介しているだけだが、Martin J. Adelman, et al., Cases and Materials on Patent Law, pp.647~662 (1998) WESTはAtlantic事件判決を引用し、その後の下級審の様子も紹介している。
- 18) 2002年10月11日の「特許法」の授業。

- 19) Enzo Biochem Inc. v. Gen-Probe Inc., 323 F.3d 956, 976 (Fed.Cir.2003)
- 20) Moba, B.V. v. Diamond Automation, Inc., 325 F.3d 1306, 1322 (Fed.Cir.2003)
- 21) Regents of the University of California v. Eli Lilly & Co., 119 F.3d 1559, (Fed.Cir.1997).
- 22) 米国におけるWritten Descriptionに関する判例については、南条雅裕「我が国におけるサポート要件の導入の必要性及びその実務の在り方にについての一考察」知財管理, Vol.53, No.11, p.1707 (2003) が詳しい。
- 23) 2002年10月10日の「特許法」の授業。Martin J. Adelman, et al., Cases and Materials on Patent Law, Second Edition, p.487 (2003) WESTも参照。
- 24) 増井和夫, 田村善之「特許判例ガイド [第2版]」(2000) 有斐閣
- 25) Donald S. Chisum, et al., Principles of Patent Law, Second Edition, (2001) Foundation Press
- 26) Martin J. Adelman, et al., Cases and Materials on Patent Law, (1998) WEST. 現在はSecond Edition (2003) が出ている。
- 27) 現在は、Fish & Neave法律事務所ワシントンDCオフィスパートナー。
- 28) The Honorable Roderick R. McKelvie, Markman v. Westview and Procedures for Construing Claims. Principles of Patent Law, Second Edition, p.854 (2001) Foundation Press
- 29) 現在は、Oblon Spivak, McClelland, Maier & Neustadt法律事務所シニアパートナー。
- 30) The Honorable Gerald J. Mossinghoff, The Creation of the Federal Circuit. Principles of Patent Law, Second Edition, p.30 (2001) Foundation Press
- 31) Martin J. Adelman, et al., Cases and Materials on Patent Law, Second Edition, p.903 (2003) WEST. 同書の第1版pp.1039~1043では、均等論を認めた判決としてt-PA事件（大阪高判平成8年3月29日知裁集28巻1号77頁）が引用されている。
- 32) Kimberly A. Moore, et al., Patent Litigation and Strategy, Second Edition, WEST
- 33) 伊藤正己・木下毅「アメリカ法入門」[第3版] p.165 (2000) 日本評論社は、「権力による専断的司法の経験がアメリカにおいて比較的新しいこともあるが、何よりも、イギリスに比して裁判官に対する信頼の稀薄さが指摘されてよいだろう。」とする。
- 34) 四宮啓「O.J.シンプソンはなぜ無罪になったか 誤解されるアメリカ陪審制度」(2002) 現代人文社に詳しい。
- 35) ヘンリー・幸田・蓮池礼子「対談 マークマン, ヒルトン・デイビス判決後陪審特許裁判はどう変わるか」月刊国際法務戦略Vol.Ⅷ-7, p.40 (1999)
- 36) Markman v. Westview Instruments, Inc., 517 U.S. 370 (1996)
- 37) Martin J. Adelman, et al., Cases and Materials on Patent Law, Second Edition, p.1039 (2003) WEST
- 38) 2003年4月14日, ジョージワシントン大学ロースクールにおける「特許権の行使」の授業。
- 39) ヘンリー・幸田・蓮池礼子・前掲注35), p.41 (1999) は、「自分に分かるような説明をしてくれると、自分は頭が良いんだと思い、分かったというその満足感から、その話しをした相手の人、証人、あるいはその会社に対して好意的になるんです。」とする。
- 40) 裁判のことをショーと言い間違えたり、依頼者の発言をコントロールする様が操り人形を使って風刺されている。また、刑事事件の被告人の依頼を受ける時に、無実か否かではなく、5,000ドルを払えるかだけを聞く様子が描かれている。
- 41) Kimberly A. Moore, Xenophobia in American Courts, 97 Nw.U.L.Rev. 1497, 1509 (2003). 描稿「外国特許権侵害事件の国際裁判管轄・準拠法・文言侵害・均等侵害・不正競争防止法違反—フェスト最高裁判決を適用した東京地裁判決の意義及び今後の展望—」知財管理, Vol.54, No.10, p.1490, 1501注7) (2004) 参照。反対に、製造物責任訴訟等について日本企業常敗仮説は誤っているとするものとして、丸田隆「アメリカ民事陪審制度—「日本企業常敗」仮説の検証—」p.93 (1997) 弘文堂。
- 42) Mr. John Lowe, Finnegan, Hendersonのパートナー弁護士だったが、2003年にパートナーから引退し、ご自分の事務所を開設。最高裁での弁論を初め100以上の陪審裁判を経験し、バージニア大学ロースクール等でtrial advocacyについて教鞭をとっている。2003年12月6日に東京地裁で開催された日米知的財産模擬裁判でも、米国

- チームの一員として弁護士役を務めた。
- 43) R.Doak Bishop and Sashe D. Dimitroff, Psychology of Persuasion, p.6 (2001). <http://www.kslaw.com/library/pdf/dimi3.pdf>から入手可能。
- 44) 2003年5月28日, ロー弁護士からご教示頂いた。
- 45) Eldred v. Ashcroft, 537 U.S. 186
- 46) ローレンス・レッシグ「FREE CULTURE」p.276 (2004) 翔泳社
- 47) Amgen, Inc. v. Hoechst Marion Roussel, Inc., 126 F.Supp.2d 69 (D.Mass.,2001), Amgen, Inc. v. Hoechst Marion Roussel, Inc., 314 F.3d 1313 (Fed.Cir.2003), Amgen, Inc. v. Hoechst Marion Roussel, Inc., 287 F.Supp.2d 126 (D.Mass.,2003)
- 48) 2003年5月6日, CAFCのレーダー判事のインターンをした経験のあるHsieh弁護士からご教示頂いた。但し, 2002年10月17~19日のAIPLA Annual MeetingのAppellate Practiceセッションにおいて, ウォーカー第2巡回区控訴裁判所判事は, オーラルアーギュメントは裁判官の心証を変える効果があると発言していた。
- 49) Integra Lifesciences I, Ltd. V. Merck KGaA, 2003 U.S.App. LEXIS 27796
- 50) 2002年11月5日
- 51) Finnegan, Henderson, Farabow, Garrett & Dunner, LLPのネームドパートナー。梅田さゆり「IP World Who's Who ドナルド・ダナー」知財研フォーラムVol. 48, p.47 (2002) では, 朝5時にアソシエートに電話をして指示した等の伝説が紹介されている。
- 52) BJ Servs. Co. v. Halliburton Energy Serv., 338 F.3d 1368 (Fed.Cir.2003)
- 53) 2003年5月7日
- 54) Birch, Stewart, Kolasch & Birch, LLP
- 55) Oblon Spivak, McClelland, Maier & Neustadt, P.C.
- 56) Sughrue Mion, PLLC
- 57) OblonのNeustadt弁護士はFesto事件で, 被告の焼結金属工業を代理した。
- 58) Finnegan, Henderson, Farabow, Garrett & Dunner, LLP.
- 59) Fish & Neave L.L.P. 但し, 2004年11月24日現在, Fish & NeaveはRopes & Gray L.L.P.と2005年1月1日合併する予定。<http://www.ropegray.com>のview the Press Release参照。
- 60) Howrey Simon Arnold & White, L.L.P.
- 61) ここに挙げたローファームは, 筆者の主觀に基づいて選択したものに過ぎない。
- 62) 2003年6月24日, Oblon Spivak, McClelland, Maier & Neustadt法律事務所におけるムーア(Moore)教授によるPatent Litigation Seminar
- 63) 前掲注62)
- 64) 前掲注59) 参照。
- 65) 阿川尚之「憲法で読むアメリカ史 上」pp.20~54 (2004) PHP研究所
- 66) 米国連邦最高裁については, 須藤典明東京地裁判長による一連の著作に詳しい。須藤典明「連邦最高裁の弁論」判例時報1302号13頁, 同「連邦最高裁裁判官の任命問題(上)」判例時報1305号17頁, 同「連邦最高裁裁判官の任命問題(中)」判例時報1308号20頁, 同「連邦最高裁裁判官の任命問題(下)」判例時報1317号17頁, 同「ブレザレンの横顔」判例時報1360号20頁。阿川尚之「憲法で読むアメリカ史 下」p.301以下 (2004) PHP研究所も参照。
- 67) 阿川尚之「憲法で読むアメリカ史 下」p.328 (2004) PHP研究所, 「米最高裁人事網引き激化一ブッシュ再選で注目」日経新聞朝刊, 7面, 2004年11月15日
- 68) 2002年10月30日, Finnegan Hendersonで開かれたUS IP Law SeminarにおけるJarvis弁護士のレクチャー。同弁護士はITCにおいて10年働いた経験を有する。
- 69) ローレンス・レッシグ「コモンズ」p.397 (2003) 翔泳社
- 70) ハッチ・ワックスマン法については, 国際第1委員会「米国ANDA(簡略新薬申請)関連の制度及び訴訟における現状と留意点」知財管理, Vol.54, No.8, p.1173 (2004), 北岡浩「ワシントン便り」知財研フォーラム, Vol.51, p.52 (2002), 同「ワシントン便り」知財研フォーラム, Vol.52, p.76 (2003)
- 71) Inducing Infringement of Copyrights Act of 2004.
- 72) 2003年5月6日, CAFCのレーダー判事のインターンをした経験のあるHsieh弁護士からご教示頂いた。
- 73) 日本でも最高裁判事が激しい議論の結果判決文を執筆していることを示唆しているものとして, 「最高裁見えぬ審理過程」日経新聞朝刊, 38面,

- 2004年11月12日
- 74) 2002年10月17～19日のAIPLA Annual Meeting のAppellate Practiceセッションにおけるウォーカー第2巡回区控訴裁判所判事の発言。同判事は、オーラルアーギュメントの方法について、「自己の見解の弱点に対する答えを用意せよ」とか「自己の見解の強い点はむろん取り上げなければならないが、希釈化するほど取り上げてはならない」等、弁護士に指導していた。
- 75) 知財を扱う部は、東京地裁に4箇部（第29部、第40部、第46部、第47部）、大阪地裁に2箇部（第21部、第26部）ある。
- 76) 中吉徹郎「知的財産訴訟の現状と平成16年4月からの新しい制度」Law & Technology, No.24, p.47 (2004)
- 77) 地裁段階においてもCAFCのような特許専門の裁判所を創設して判断の統一性を図らなければならぬとの問題意識から、2002年9月12～13日、ジョージワシントン大学ロースクールにおいてSpecialized Intellectual Property Court Conferenceが開かれた。
- 78) 中吉徹郎・前掲注76), p.47
- 79) 司法審査権を確立したマーベリー対マディソン事件判決で有名なジョン・マーシャル判事とは異なる。
- 80) The Honorable Gerald J. Mossinghoff, The Creation of the Federal Circuit, Principles of Patent Law, Second Edition, p.31 (2001) Foundation Press
- 81) 各巡回区控訴裁判所における特許無効化率の差異については、村上政博「特許・ライセンスの日米比較〔第3版〕」p.26, 27 (2000) 弘文堂参照。
- 82) R. Polk Wagner and Lee Petherbridge, Is the Federal Circuit Succeeding? An Empirical Assessment of Judicial Performance, 152 U. Penn L. Rev. 1105 (2004)。同論文のTable 3, 4, 5, 6, 8では、CAFCの各判事の傾向が表にされている。
- 83) Donald R. Dunner, A Non-Statistical Look at the Federal Circuit's Patent Decisions: 1982～1998, Principles of Patent Law, Second Edition, p.41 (2001) Foundation Press
- 84) 2003年4月24日、Fordham University School of Lawにおいて開かれた11th Annual Conference on International Intellectual Property Law & PolicyのThe US Supreme Court and IP Lawのセッションにおいて、レーダー判事は、米国連邦最高裁が受理する知財事件は以前よりも増えていること、学説は最高裁の結論には影響を与えないが事件を受理するかには影響を与えていた旨述べた。
- 85) 中吉徹郎・前掲注76), p.42
- 86) 中吉徹郎・前掲注76), p.45
- 87) 中吉徹郎・前掲注76), p.45
- 88) 2002年10月15～16日、ジョージワシントン大学ロースクールにおいて開かれたThe AIPPI United States 2002 Annual Meeting, "How to be Successful with Patent and Trademark Litigation: Europe and the Far East"においては、日本の特許裁判が最近速いことに対して、外国の聴衆が、15年前と比べて激変したと驚いていた。
- 89) 2003年4月24日、Fordham University School of Lawにおいて開かれた11th Annual Conference on International Intellectual Property Law & PolicyのJapanese Patent Lawのセッション、及び、2002年10月15～16日、ジョージワシントン大学ロースクールにおいて開かれたThe AIPPI United States 2002 Annual Meeting, "How to be Successful with Patent and Trademark Litigation: Europe and the Far East"
- 90) Kimberly A. Moore, et al., Patent Litigation and Strategy, Second Edition, p.69, WEST
- 91) 前掲注90), p.69によると、Eastern District of Virginiaの平均審理期間は0.43年（約5ヶ月）である。
- 92) ドケット (docket) とは事件記録の意味。
- 93) 2003年4月1日、ジョージタウン大学ロースクール客員研究員の黃麗蓉弁護士（台湾及び米国ニューヨーク州）（現Baker & McKenzie法律事務所台湾オフィス）からご教示頂いた。

(原稿受領日 2004年11月15日)